

注意事項

- 1 医療費の助成を受ける場合は、必ずこの証を健康保険資格情報が確認できる書類等(マイナ保険証等)に添えて医療機関の窓口に提示してください。この場合、高額療養費を除いた保険診療の自己負担額を助成します。
- 2 県外の医療機関(県内の一部の医療機関を含みます。)で診療を受けたときは、償還払(立替払)で助成します。
- 3 この証は、本人以外は使用できません。
- 4 この証は、第三者の行為により生じた傷病については使用できません。
- 5 この証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けてください。
- 6 生活保護を受けるようになったとき、市外へ転出したとき、有効期間が満了したときなどはこの証は使用できませんから、必ずこども家庭課へ返納してください(総合センター・支所・出張所等への返納又は郵送による返納も可能です。)
- 7 この証は、保険診療以外(健康相談、健康診断、予防接種、容器など)の費用には使用できません。
- 8 氏名又は健康保険資格情報等に変更があった場合は、直ちに届け出てください。

問合せ先

高松市こども家庭課 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
電話:087-839-2353 FAX:087-839-2360

注意事項

- 1 医療費の助成を受ける場合は、必ず医療証を健康保険資格情報が確認できる書類等(マイナ保険証等)に添えて医療機関の窓口に提示してください。この場合、高額療養費を除いた保険診療の自己負担額を助成します。
- 2 県外の医療機関(県内の一部の医療機関を含みます。)で診療を受けたときは、償還払(立替払)で助成します。
- 3 医療証は、本人以外は使用できません。
- 4 医療証は、第三者の行為により生じた傷病については使用できません。
- 5 医療証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けてください。
- 6 生活保護を受けるようになったとき、市外へ転出したとき、有効期間が満了したときなどは医療証は使用できませんから、必ずこども家庭課へ返納してください(総合センター・支所・出張所等への返納又は郵送による返納も可能です。)
- 7 医療証は、保険診療以外(健康相談、健康診断、予防接種、容器など)の費用には使用できません。
- 8 氏名又は健康保険資格情報等に変更があった場合は、直ちに届け出てください。